

使用データについてのガイドライン（R4. 7. 28 改定）

1. 原則として、分析に用いたデータは委員会の求めに応じて提出できることを投稿要件とする。
2. 第三者への提供ができない個票データを利用しているなど、論文審査プロセスにおいて再現性が確認できないデータを利用している場合には、そのデータが原則として以下のいずれかを満たすことを条件に投稿を認める。この場合、著者には、投稿用のカバーレターにある「使用データの概要」に記入するとともに、記入した内容の公開を承諾することを求める。
 - ①何らかの手続きを踏めば、著者以外の研究者もデータの取得が可能なデータ（例えば、目的外利用申請をすれば利用できる個票データ）
 - ②現在は一部の関係者（例：特定の機関やプロジェクトに所属している者）しか利用ができないデータであるが、今後、他の研究者が利用可能となることが予定されているデータ（例えば、著者のウェブページや公的機関のデータアーカイブ等からデータを取得可能となることが予定されているケース）
 - ③再現性を確認する場合に限定して、査読者もしくは編集委員会が利用できるデータ
3. データ利用期間の制限等、データの利用条件によって論文の改訂が困難になる場合は、上記2. における「再現性が確認できないデータ」として扱う。
4. 上記を満たすデータを使った分析であっても、データについて被験者や調査された企業等が、調査結果が学術用途で利用されることを認めていない場合には、投稿を受け付けない。
5. なお、上記2. を満たすことができない個票データ、あるいは、大手メディアの有料データベースサービスのデータなどを使った分析であっても、委員会の求めに応じて分析に用いたプログラム・コードを提出することを条件に投稿を認める場合があるので、そうした場合に該当する可能性がある場合には編集事務局までご相談いただきたい。